

学校いじめ防止基本方針

河内長野市立三日市小学校

【はじめに】

本方針は、いじめ防止推進法第十三条により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止することを目的に策定した。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。本校では、「思いやりの心をもって、つながり合い学びあう子どもの育成」を教育目標に掲げ、「やさしさあふれる学校 いきいきと学び合う学校 元気いっぱい活動する学校 人権を大切にする学校 子どもも大人もともに学びを通してつながる学校」の構築に取り組んでいるところである。そのため、人権教育は、教育の最重点項目であり、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ問題に取り組む。

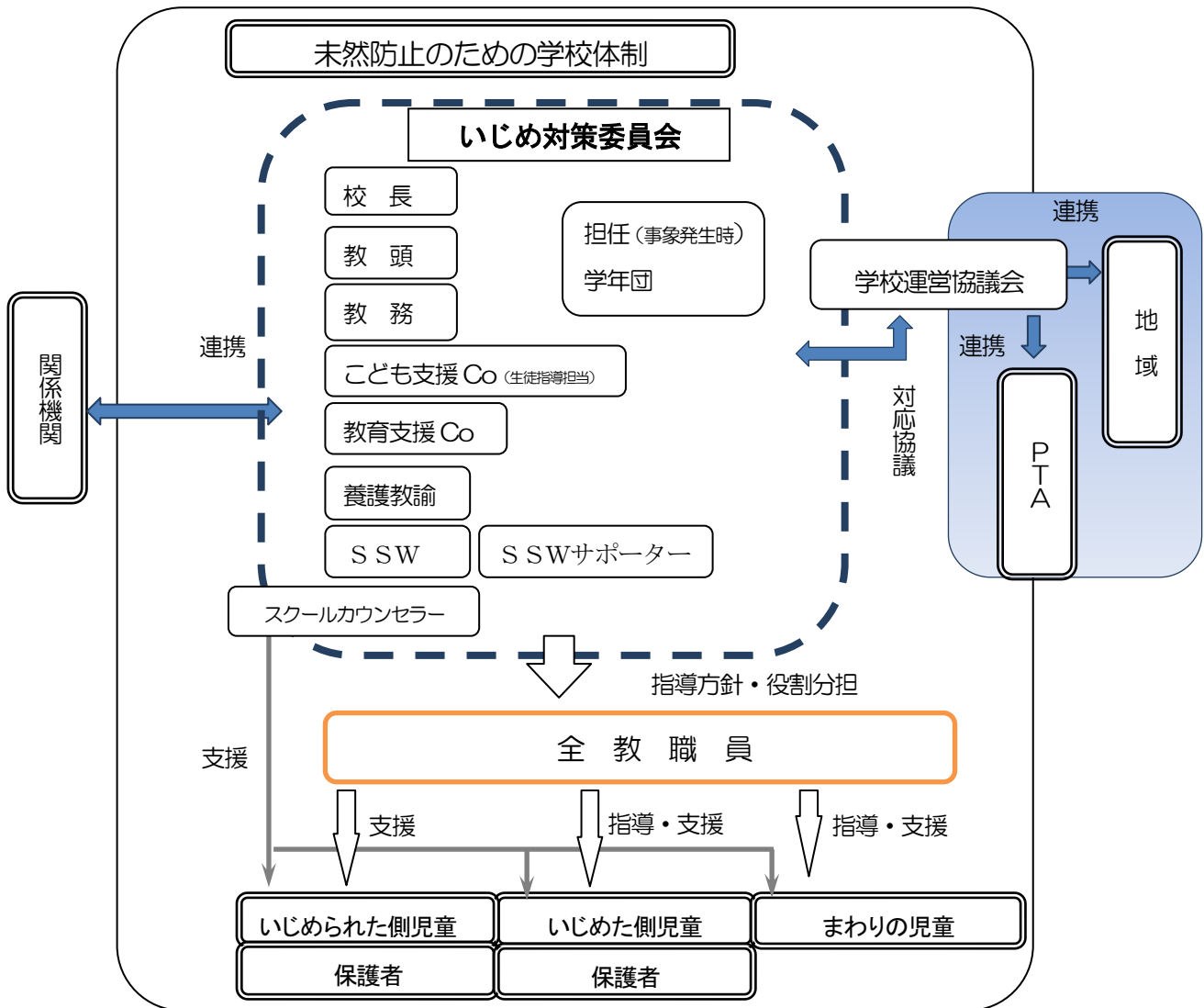
特に、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学級、どの集団、どの子どもにも起こりうることを全教職員が自覚し、いじめのない仲間づくりなど、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を示していく。

(2) いじめ対策のための校内組織

①校長、教頭、教務、こども支援コーディネーター、教育支援コーディネーター、該当担任教諭、該当学年教諭、

生徒指導担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー（サポーター）、スクールカウンセラーを構成員とする

るいじめ防止の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置する。



②当該「いじめ対策委員会」では、主に次の役割を担う。

- あ)いじめ防止のための取組みの教育活動の計画を立案する。(含:教職員の資質向上のための校内研修)
- い)いじめに関する相談、通報の窓口となる。
- う)いじめ事案ないはいじめにつながる事象の情報を共有する。
- え)いじめに関係する個別事案において、事実関係を把握するため、情報収集や事実確認を行い、その対応策を検討する。
- お)いじめ事案について、その解決に向けた具体的な指導内容等を示す。
- か)上記のほか、有効ないじめ防止に関する教育活動や各種調査の情報収集を行うなど、教育活動の充実にに向けた取り組みを行う。

(3)いじめの未然防止ならびに早期発見、早期対応等に関する取組み

①いじめの防止のための取組みやいじめの実態把握、いじめを把握した場合の対応等は、次の通り行う。

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実 ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯、インターネット、ゲーム等の約束づくり ○生活の様々な機会を通し善悪の判断の育成 ○地域での様々な体験活動への参加
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人での児童への声かけ ○生活アンケートによる情報収集（6月、11月、随時実施） ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 ○相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 ○相談窓口設置の周知
いじめの早期対応	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所、教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	まわりの児童	<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

②いじめの防止及び早期発見のために

あ)日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配るようにする。子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。その際、いじめ早期発見のためのチェックリストを活用するなど、必要なアセスメントを行う。

い) 観察の視点

担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたるように努める。

う) 教育相談

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作ることが重要である。また、定期的に教育相談会を開催し、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

え) いじめ実態アンケート

実態に応じて随時実施することを原則とし、保護者懇談前の実施に努める。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つとしての認識を持つようにする。

お) いじめの早期発見

たとえ、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教師で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

か) いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

※対策委員会を中核として、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。

※集団全体への指導・支援を行う。(はやし立てる『観衆』、見て見ぬふりの『傍観者』の視点)

き) 教職員研修の実施

すべての教職員の共通理解を図るため、年間計画に位置づけた、いじめをはじめとする児童指導に関わる校内研修を行う。

く) 地域社会全体で取り組む

学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが重要である。そのため、学校運営協議会の協力を得て保護者や地域関係団体と連携を図りながら、いじめの問題や取り組みについての理解を広める。

け) 学校として実施すべき取り組み

- 思いやりの心や児童一人一人がかかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。

- 道徳科では、いじめを自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるように指導する。
- いじめの構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を学年に応じて深める。
- ひとりの児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的、基本的な事項の周知習得を図る。
- 「やさしさの種をまこう～いじめ対応プログラム河内長野市版～」を各教科で活用し、いじめ防止を推進する。
- 算数科では、4年と5年で習熟度別少人数指導の充実を図る。
- すべての児童が参加、活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感、成就感を味わわせる。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

③いじめ対応の基本的な流れは、次のとおりとする。

あ)比較的軽度な言葉によるからかいや無視、些細なトラブル等のいじめの場合

- ・認知したその日のうちに指導する。

い)仲間外れ、無視、物かくし等のいじめ以上の場合

- ・いじめ対策委員会を招集し、対応策について検討する。(組織として対応)
- ※誰が、誰に、いつまでに、何をするか、関係機関との連携も含め、目標を立てる。
- ・遅くとも2日目までに正確な事実関係を把握するとともに、問題状況を十分理解する。
- ・担任等は、電話連絡や家庭訪問をして現時点までの報告を保護者に行う。
- ・遅くとも3日目までに、対応策を実行する。
- ・5日以上たっても解決が見られないときは、再度連絡会議で対応策を検討する。
- ・保護者へ対応策を正確に示し、協力を依頼する。以降、情報提供を積極的に行う。

④保護者への連絡等

○いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供していく。

(4)本方針に関連する年間計画

月	主な取組	具体的な活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童観察・理解 ○学級づくり ○家庭訪問 ○全体研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎ事項の確認 ・学級経営、指導方針、指導方法の決定 ・保護者との面談 等 ・いじめの定義、校内いじめ対策委員会、いじめの未然防止等の確認

5月	○支援相談委員会(毎月実施) ○支援相談委員会後の職員全体で情報共有(毎月実施)	・校長、教頭、首席、教務、通級、支援Co、こども支援 Co、当該学年主任、担任、養護教諭、SSW ・職員全体の共通理解と今後の対応について ・未然防止に対する全体会議
6月	○児童に対する情報交換 ○スマホ、ネットトラブル防止教室	・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 ・専門家からの留意点と家庭での携帯電話マナー等
7月	○いじめに関するアンケート ○保護者面談	・児童へのアンケート調査の実施 ・学校内外での友だち関係や意識の調査 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携
8月	○全体研修会	・SSWの活用について(事例をもとにして)
9月	○児童に対する情報交換	・夏休み中の児童の様子を把握 ・夏休み以降の児童の観察
10月	○支援相談委員会	・配慮児童の様子、進捗状況の確認
11月	○生指に関する全体会	・学年の取組みと学校としての対応等について
12月	○いじめに関するアンケート ○保護者面談	・児童へのアンケート ・学校内外での友だち関係や意識の調査 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携
1月	○児童に対する情報交換	・冬休み中の児童の様子を把握
2月	○全体会	・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認
3月	○いじめに関するアンケート ○年度末反省会 ○中学校との連携	・学校内外での友だち関係や意識の調査 ・1年間の反省と今後の課題 ・引き継ぎ事項の徹底 ・情報交換と取組みについて

(5)河内長野市教育委員会や関係機関との連携(重大事態への対処)

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間に学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあるなどの重大な事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その後の調査の方法などの対応を相談する。
- ②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察と連携して対処する。また児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所管警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ③いじめの状況により、市教育委員会と相談の上、必要に応じて大阪府教育委員会へスクールソーシャルワーカーやカウンセラーの派遣を要請するなど、関係する機関や人材を適切な場面と時期に活用し、解決に向けた取組みを行う。

(6)いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考える。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

【結びに】

○いじめ問題の多くは学校、学級の中で発生する。また、たとえ学校外の生活の中で起因した場合においても、学校の中での生活に多大な影響があることから、いじめ問題に取り組むことは、教職員の使命であり、その資質と能力を常にアップしていかなければならない。

そのため、いじめ防止のための教育活動はもちろんのこと、いじめを許さない雰囲気醸成する活動や、日常から学級における仲間づくりなどの取組み、さらに保護者との連携や関係機関の能力を有効的に生かす方法などに関する研修に取り組む。

○子どもは学校だけではなく、家庭や地域における教育にも影響をうけることから、学校から普段から子どもたちへの積極的な働きかけを依頼するなど、地域の教育力を活用する。